

平成30年5月18日

会 員 各 位

東京土地家屋調査士会
広 報 事 業 部

**「法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付申出に関する手引書」
について（お知らせ）**

このたび、平成29年5月29日から運用が開始された「法定相続情報証明制度」について、
会員の皆さまにご理解いただくことを目的として、東京法務局・東京司法書士会・本会の三者
による連携のもと、標記手引書を作成いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該手引書は、「はじめに」に記載のとおり、法定相続情報一覧図の保管及び写しの
交付の申出を行ったことのない資格者を主たる対象として、「法定相続情報証明制度」の概要を
ご理解いただくべく、分かりやすさに重点を置いて作成したものであるため、実際の申出等
際には、不動産登記規則や関連通達等に基づき、お手続きいただきますようお願いいたし
ます。

法定相続情報一覧図の保管及び写しの
交付申出に関する手引書

平成30年4月

相続登記促進プロジェクトチーム・法定相続情報証明制度分科会

はじめに

本手引書は、相続登記の必要性・重要性を広く国民に広報し、「未来につなぐ相続登記」の申請を促進することを目的として、平成28年度に設置された「相続登記促進プロジェクトチーム」（東京法務局長、東京司法書士会長及び東京土地家屋調査士会長を構成員とするもの）の下に平成29年度に設置された「法定相続情報証明制度分科会」（東京法務局民事行政部民事行政調査官、同部首席登記官（不動産登記担当）、東京司法書士会理事及び東京土地家屋調査士会理事を構成員とするもの）の活動の一環として作成したものです。

本手引書は、法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出を行ったことがない資格者が法定相続情報証明制度を理解するためのものであり、特に重要と思われる点や間違いの生じやすい点に絞って、分かりやすさを重視して作成したものです。したがって、申出の手續に必要な情報の全てを網羅したものではありませんので、実際の申出に当たっては、不動産登記規則（以下「規則」といいます。）や関連通達等をよく確認した上で、これらに従って書類を作成する必要があります。

1 「法定相続情報証明制度」とは？

相続人の相続における手続的な負担軽減と新たな制度を利用する相続人に相続登記の直接的な促しの契機を創出することにより、今後生じる相続に係る登記について、これが未了のまま放置されることを抑止し、相続登記を促進するため、平成29年5月29日に制度運用が開始されたもので、申出人からの申出に基づき、一般行政証明として、登記官が法定相続人を証明するものです。

これまで、相続に関する手続を進める際には、法定相続人を確認するために、戸籍謄抄本・除籍謄本等が必要で、相続手続を取り扱う各種窓口ごとに、これらの書類を提出する必要がありました。「法定相続情報証明」（「法定相続情報一覧図の写し」のことをいいます。以下同じ。）は、相続登記や相続税の申告等の行政手続のほか、金融機関の預貯金の解約手続等において、戸籍謄本等の代わりとして使うことができる書類です。

戸籍謄本等で法定相続人を確認するためには、戸籍・除籍謄本の全てが必要です。そのため、相続手続では全ての戸籍・除籍謄本を確認する必要がありますが、「法定相続情報証明」は、法定相続人等を確認するのに必要な情報が記載されていますので、法定相続人を簡単に確認することができますし、登記官が証明したものですので、安心です。また、コピーをするにも、戸籍謄本等であれば多くの時間がかかりますが、「法定相続情報証明」であれば、A4版の用紙数枚で収まるため、提出する際の待ち時間や手間などが少なく済むというメリットがあります。

2 業務の流れ

(1) 必要書類の収集

法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出は、申出人（又は代理人）が①被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日、②相続開始の時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄（この①及び②の情報を法定相続情報といいます。規則第247条第1項）等を記載した「法定相続情報一覧図」を

作成し、申出書と共に、管轄登記所に提供します（規則第247条。（後記（3）イ参照））。

提供を受けた登記所の登記官は、添付書面によって法定相続情報の内容を確認し、その内容と「法定相続情報一覧図」に記載された法定相続情報の内容とが合致していることを確認した場合は、登記官の認証文を付した証明書が発行されます（規則第247条第5項）。

そのため、上記の情報を確認するための書類として、以下の書類を収集する必要があります。

ア 被相続人の除籍謄本等（規則第247条第3項第2号）

被相続人（代襲相続がある場合は、被代襲者を含む。）の出生時から死亡時までの戸籍及び除籍の謄本（なお、被相続人や被代襲者の除籍謄本等の一部が滅失しているときは、当該除籍等に代えて、「除籍等の謄本が交付できない」旨の市区町村長の証明書を添付することでも構いません（平成29年4月17日付け法務省民二第292号民事局長通達（以下「通達」といいます。）第2の5（1）））。

イ 被相続人の最後の住所を証する書面（除住民票や戸籍附票。規則第247条第3項第3号）

なお、住民票の除票や戸籍の附票が既に廃棄され、取得できないときは、添付不要です（その場合、申出書等には、最後の住所に代えて被相続人の最後の本籍地を記載します（通達第2の5（2）））。

ウ 法定相続人の戸籍謄抄本（規則第247条第3項第4号）

被相続人の死亡後に取得した謄抄本である必要があります。

なお、数次相続で、二次相続の相続人が申出人となり、最初の相続の法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出をする際には、最初の相続の被相続人と当該申出人との関係を証明する戸籍謄抄本が必要になります（規則247条第3項第5号、通達第2の5（3））。

エ 申出書記載の申出人（法定相続人の一人）の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市区長村長その他公務員が職務上作成した書面（規則247条第3項第6号）

住民票、戸籍附票、印鑑証明書、運転免許証のコピー（当該申出人によって原本と相違ない旨の記載及び署名又は記名押印がされたもの）などが該当します（通達第2の5（4））。

オ 代理人の権限を証する書面（規則247条第3項第7号）

司法書士、土地家屋調査士等の資格者が代理人として申請する場合は、委任状のほかに、**資格者代理人団体所定の身分証明書の写し（会員証のコピー）**が必要ですので、申出の際に忘れないようにしてください（通達第2の5（5）イ）。

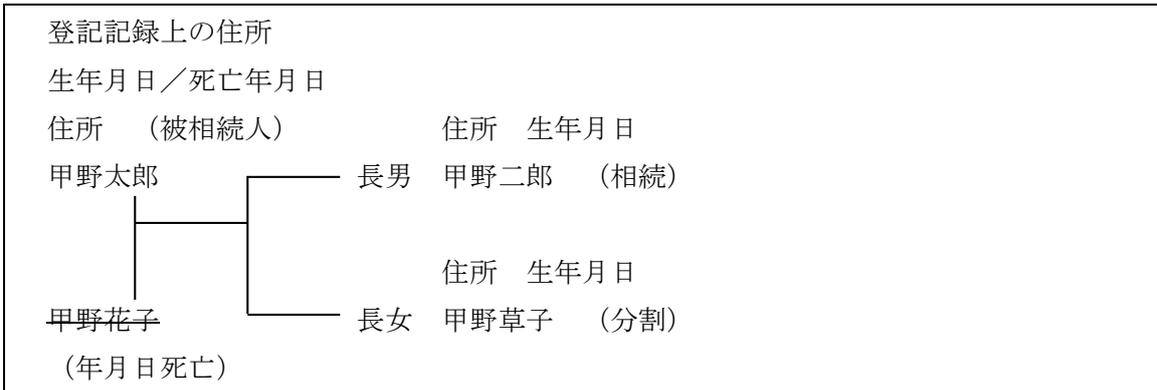
（2）法定相続情報一覧図の作成

ア 申出書に添付する「法定相続情報一覧図」を「A4版の丈夫な用紙」で作成します（通達第2の3（3）ケ）。

この「法定相続情報一覧図」は、登記官による確認が終わった後、電子的にスキャンすることにより法務局所定の用紙に転記され、そのまま証明書に使われます。法務局所定の文言を記入するスペースを確保するため、右 17mm、下 52mm 以上の余白を設けて作成してください。

イ 「法定相続情報一覧図」には、戸籍から判断できる被相続人の「法定相続人」を記載します（規則 247 条第 1 項各号）。従来の「相続関係説明図」とは、大きな相違点がありますので、御留意ください。

相続関係説明図



法定相続情報一覧図



(ア) 本籍地の記載

被相続人の最後の本籍地の記載は可能です（通達第 2 の 3 (3) コ）。

被相続人の最後の住所を証する書面が廃棄等により取得できない場合は、最後の本籍地を必ず記載します（通達第 2 の 5 (2)）。登記記録上の住所の記載は不可です。

相続人の住所は、住所を証明する書面を添付することにより記載可能です（規則第 247 条第 4 項）。

(イ) 相続分の記載等

法定相続分の記載や「(相続)」, 「(分割)」等の記載はできません（規則第 247 条第 1 項）。

そのため、法定相続による登記以外の相続登記の申請には、登記原因証明情報として、遺産分割協議書等の添付を要します。なお、オンライン申請においては、

従来の相続関係説明図を PDF 送信し、法定相続情報証明及び分割協議書等を別送方式で送ることも可能です。

(ウ) 配偶者が先に死亡していた場合

被相続人の相続開始の時ににおいては、法定相続人でないため、記載することはできません（規則第 247 条第 1 項第 2 号）。

配偶者の氏名を記載した場合は削除されます。

「(亡) 配偶者」や「女」などの記載なら削除は求められません。

同様に、子が被相続人より先に死亡し、代襲相続人がいない場合は記載できません。

(エ) 相続放棄・相続欠格の場合

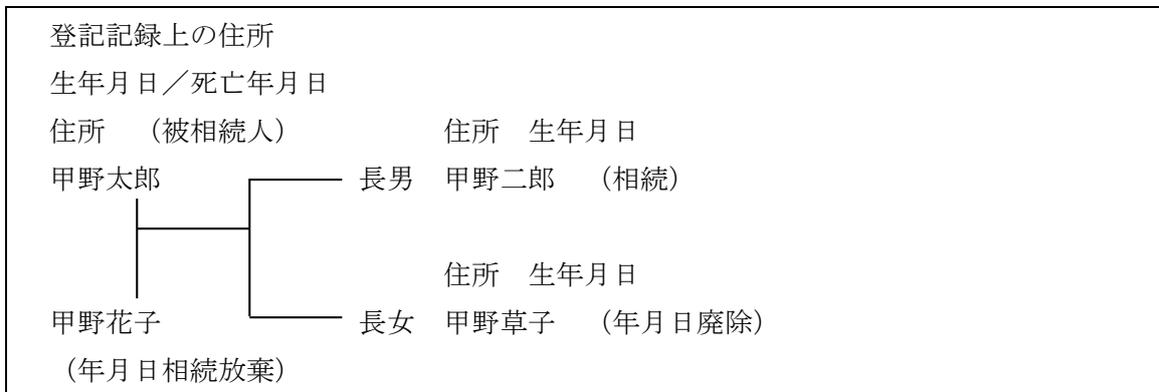
相続放棄や相続欠格は、戸籍では判明しないため、その旨を併記することはできません（規則第 247 条第 1 項第 2 号）。その旨を証する書類を添付しても削除されます。相続放棄した者、相続欠格に該当する者でも、法定相続人として記載します。

(オ) 廃除の場合

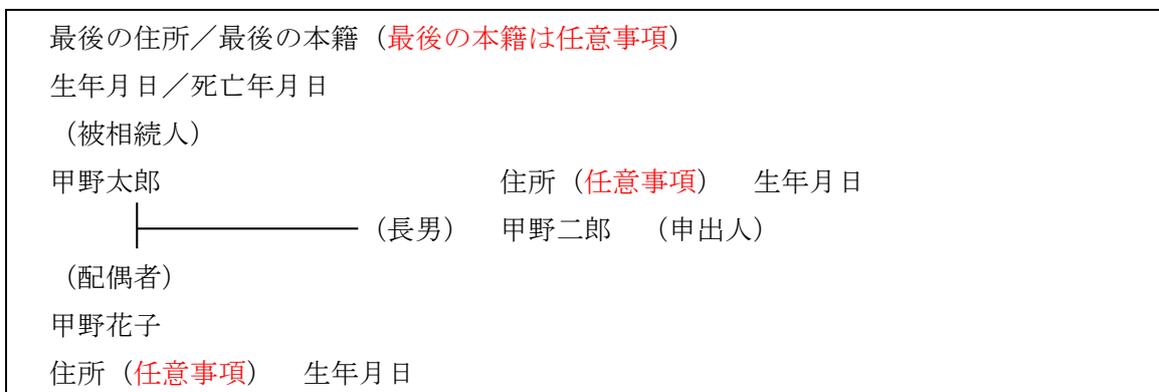
戸籍に廃除の旨の記載がある場合は、相続人として記載することはできません（規則第 247 条第 1 項第 2 号）。

その者については、どのような事項を記載しても、削除されます。

相続関係説明図



法定相続情報一覧図



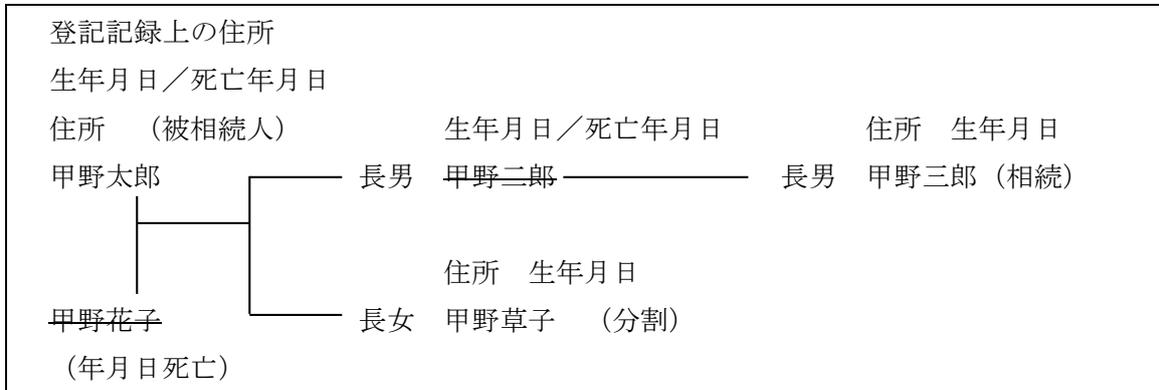
(カ) 代襲相続の場合

被代襲者の表記は、例えば「被代襲者 (何年何月何日死亡)」とします (通達第

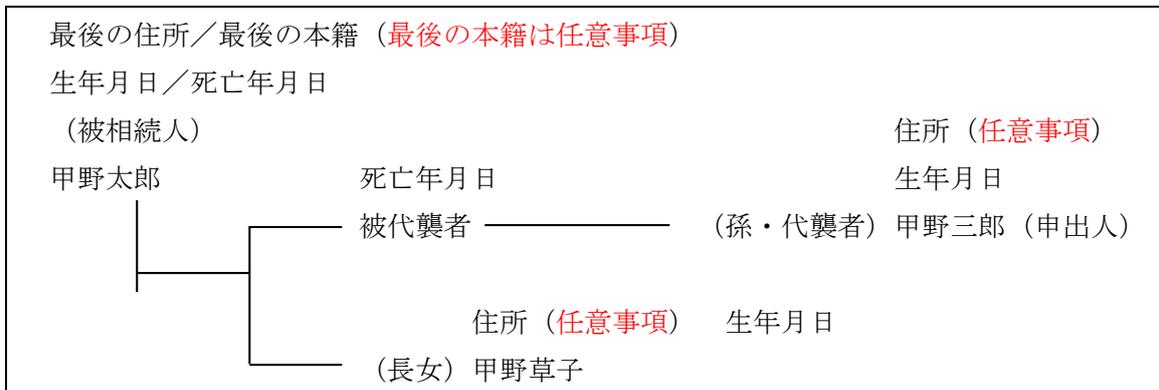
2の3(3)ク)。被代襲者の氏名は、廃除が原因の場合は記載することはできません。

代襲相続の原因が廃除によって相続権を失ったとき以外の場合は、「被代襲者 甲野太郎」とすることが可能です。

相続関係説明図



法定相続情報一覧図



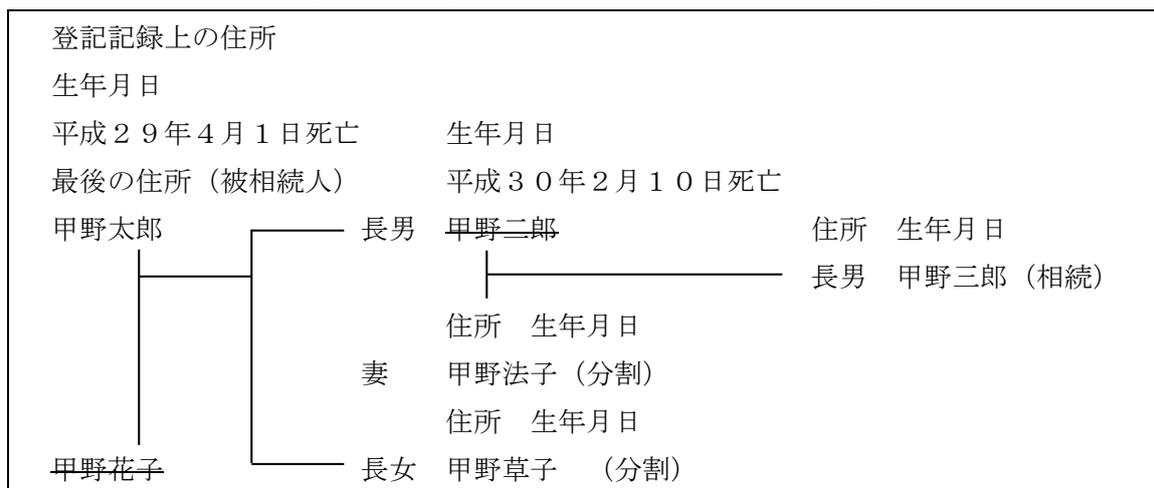
(キ) 数次相続の場合

同一の申出によることはできませんし、相続関係説明図のように一枚にまとめることもできません(規則第247条第1項第1号, 通達第2の3(4))。必ず、被相続人ごとに、別個の申出とし、法定相続情報一覧図も分離して作成してください。

法定相続人の氏名の後に死亡年月日を付記した場合、当該死亡年月日は削除されます(規則第247条第1項第1号)。

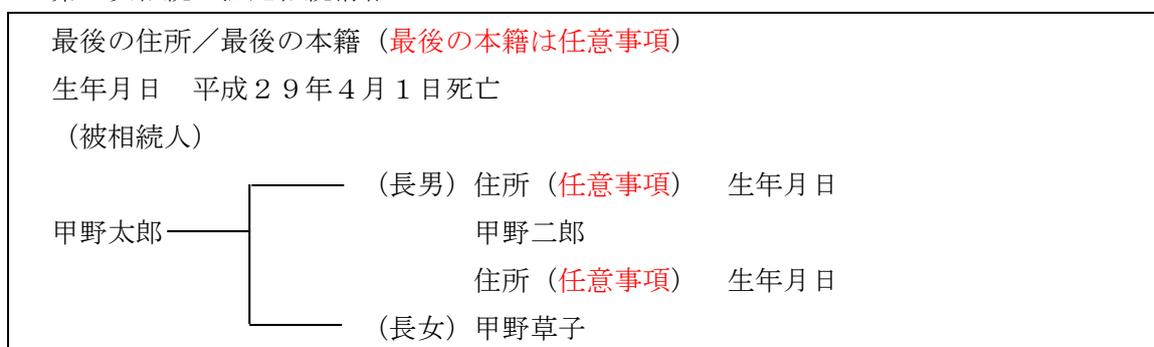
相続関係説明図

平成29年4月1日甲野太郎相続 → 平成30年2月10日相続の場合

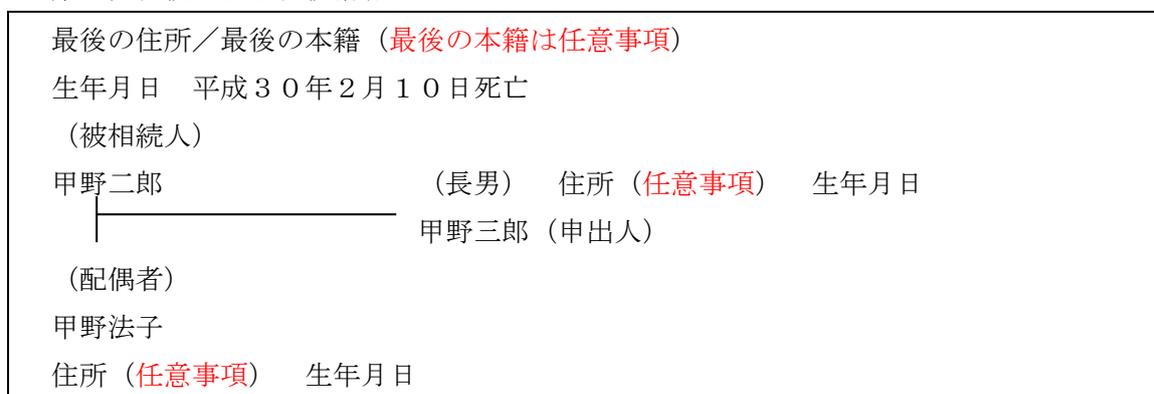


法定相続情報一覧図

第一次相続の法定相続情報



第二次相続の法定相続情報



(3) 申出書の作成

最後のページに掲載した申出書に必要な事項を記入します。

ひな形及び記載例は、下記のウェブサイトに掲載されていますので、ダウンロードし、使用してください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000014.htm

ア 「利用目的」欄は、「不動産登記」、「預貯金の払戻し」及び「相続税の申告」以外の場合は、具体的な利用目的を記入してください。

イ 申出先登記所は、①被相続人の本籍地、②被相続人の最後の住所地、③申出人の住所地、④被相続人が表題部所有者又は所有権の登記名義人となっている不動産所在地のいずれかを管轄する登記所から選択することができます（規則第247条第1項柱書き）。いずれの法務局に申出するかを御確認の上、申出先登記所欄に記入してください。

ウ 複数人から委任を受けて手続をする場合は、必要に応じて、適宜の様式に申出人を追加記入してください。

エ 「必要な写しの通数・交付方法」で郵送を選択された場合は、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください。

(4) 還付書類の作成等

申出書に添付する書類のうち戸籍謄抄本は返却されますが、申出人の氏名及び住所を証する書面と代理人の権限を証する書面（代理人の権限を証する書面として添付された戸籍謄抄本を含みます。）は、還付のための手続をしない限り、返却されません（規則第247条第6項、通達第2の7（5））。

申出人の氏名及び住所を証する書面については、原本を添付するか、複写をした上で、「原本と相違ない」旨と申出人の氏名を記載し、申出人の印にて押印した謄本を添付してください（この謄本を添付する場合は原本の提示は不要です。規則第247条第3項第6号、通達第2の5（4））。

(5) 申出書の提供

申出書及び添付書面を、申出書作成の際に選択した登記所に提供します。

相続登記と同時に申出をすることも、法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出のみを行うこともできます。

法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付の申出は、現在のところオンラインですることはできませんが、相続登記の申請をオンラインでした後、添付書面を郵送する際に、レターパック・書留郵便に同封する形で申出をすることが可能です。

この場合に、登記識別情報通知や登記完了証の受領を郵送で希望したときは、相続登記の完了証などと共に法定相続情報証明が送付されます。

なお、資格者が代理人として申出をする場合には、委任状のほかに、資格者団体所定の身分証明書（会員証）の写しを同封する必要があります（2（1）オ）。申出前に、同封漏れがないかどうか今一度、御確認ください。

(6) 相続登記や預貯金解約

法定相続情報証明は無料で複数通の取得ができます（通達第2の4（4））。多くの金融機関では、相続関係を証する書類として、法定相続情報証明に対応していますので、印鑑証明書や分割協議書等を複数通用すれば、同時に手続を進めることができます。

